

I：象牙の登録のことでお尋ねしたいのですが。

R：お電話は初めてということですか。根本から牙の形が根本から先端まで三日月に見える全体があるということですね？本物の象牙ということでお間違いないでしょうか。それでは担当におつなぎします。

S：お電話変わりました。象牙をお持ちと伺いまして。本物かと伺いましたのはですね、登録票というのが届くのですが、鑑定書ではありませんので、本物ということを示すものではなくて、これがあると売ったり買ったりということが、本当に（法律上の）例外なんです、できるようになります、というものなんです。例えばなんですけれど、登録して売りに行ったときに本物ではないです、ということになってしまうのが一番悪いケースだと思うので、大丈夫でしょうか、とお伺いしたのですが、本物ということでしたら、本数は1本でしょうかね？

I：2本なんです。

S：2本とも三日月型になってる？彫刻はありますかね？

I：ないです。

S：何年ぐらい前から、昭和の時代からありました？

I：父が亡くなって家から出てきたものなんです。私は一緒に住んでいなくて、姉と一緒に住んでいるんです。姉が仕事で忙しいので私がお電話しているんですが、HPを見てわからないところがあるのでお聞きしたいのですが、こちらでよろしいですか。

全長とか図り方はわかりました。写真ですが、2本あると1本ずつ写真とるんですよね？

S：それぞれと集合写真もお願いしております。（HPに掲載されている）撮影方法にあるそのままですが、1本ずつと集合写真をいただいております。

I：1本の写真は横全体が見える写真を1枚つければいいのでしょうか。

S：1本ずつは、表側と逆側。1本につき4枚いただいているんですが。撮影方法という資料の中で、表側と逆側、近寄った写真ですね、先端のとがっている所とか、切り口の丸い所とか。1本につき4枚いただき、そして集合写真、2本並んで写っている写真の表と逆側でお願いします。今回は2本ですと、概ね1本につき4枚なので、集合が2枚なので10枚ぐらいお願いしているというところがございます。

I：経緯を明らかにした書類。父が亡くなって出てきたものなので、

S：あーそうですか・・・

I：その、時というのがほとんどわからないのですが、姉が言うには15年位前に、古希のお祝いのおきから見たような気がするというんですけど。

S：そうで…ございますか…。昭和の時代でしたら昭和60年でも63年でも大丈夫なんですけれども、昭和の時代にはもう持ってました、ということなら、アフリカゾウが取引の規制がかかる前ですので、昭和ならもういつでも全く問題ない時期なんです、平成には

いってしまいますとですね、規制が平成に入ってからかかった年がありますので、15年程前で、そのままいくと、平成だと…平成だと12年位だと思うんですが、そうすると、あの、約、そう平成7年に規制がかかったんですね、国内では。なので、少なくとも、7年より前ですね、まったく問題ないのは、昭和の時代には父がこの象牙を持ってましたというお話から始まるということでしたら、全く問題ないのですが。

I：わからないんですね。実際はどなたからどうやって入手したか。

S：そのあたりはもちろんですね。

I：その何年というのも、姉がお祝いのときに多分1回出したと思うんですね、でもそれより前からあったのかもしれないし…

S：そうしましたら、まず確認いただいて、昭和の時代には、たとえば60年くらいには父がもう持っていたということからのお話が始まるということでしたら、まったく問題がなくなりますので、なんですけど、最初に今お話し伺ったとおりで、初めて見たのが15年前でそれ以前はまったくわからないということでしたら、それは規制後ですので、お話、ちょっと変わってしまうので、申請できなくなってしまいますので。ま、そこは確認していただいて。例えば昭和ということでお話しさせていただきますと、経緯ですね、例えば「昭和60年位に申請する象牙2本を父の〇〇が持っていました」。父が昭和何年に持っていましたというのがスタートになりまして、お亡くなりになられたということですので、その場合は、相続されている方が申請していただけることになるんですが、それはどなた？

I：姉になります。

S：お姉様が申請書類を書いていただくことにはなりますが、申請者はお姉様になりますので、あと経緯ですね、「昭和何年に父が持っていて、父が何年に亡くなり、私が象牙を相続して現在に至っています」いう、そんなお話になるかと思います。そのあたりを書いていただければ。

I：多分、見たのが15年前でその前からあったんだと思うんですが。ただ、その次のところにある裏付けになる書類というのがありますね、あれが、公的機関の発行した書類なんて全くないんです。

S：ま、それはもう、それは税関の書類とかということになるんですが、本当に昔の話です。無いです。無いというのは全く考えられるので、もちろんご用意いただければ、代わりになるというものは当然ありまして。

どなたか、おひとりで結構なので、できたら他人の方でこちらの象牙を昭和の時代に規制かかる前にお父様のところにあつたのを見たことがあります、というのを書いていただければそれで書類がそろふところなのですが。

I：あ、姉と私は見てますが…

S：そうで、ございますか…まあ、あの理想は他人の方で、近所の方、ご友人が見ているというのを書いていただくのがやはり理想なのですが、なんですけれども、ま、探していただいて、やはりいないというのものもあるかと思っておりますので、その場合は、次の段階として、

次に書いていただける方として身内の方でも成立しますので。たとえば妹様、こちら様が昭和の時代に見てるというのであればそれを書いていただいても成立はしますんで。今、証言といきなり言われても何とも言えないと思いますので、ま、考えていただいて。もちろん、そちら様でも成立しますんで。証言ですね、見たことありますと他の方に書いていただく目撃証言の最低限書いていただきたい内容について、最後に簡単にご案内させていただきます。メモを取っていただければ安心です。

長くはないんですけど、インターネットに出ておりませんので、決まった記入用紙もありませんので、これは特別対応なので、パソコンやワープロで打っていただいても結構ですし、便せんにも全部ボールペンで書いていただいても構いませんが、まずお名前と印鑑ですね。

I：その見た人、私でいいんですね？探すのは難しいと思うんです。

S：そちら様のお名前と印鑑と、あと住所ですね。あと記入日、今日なら9月14日と書いていただいた日付を入れていただいたら、内容になるんですが、一番最初に題名があると分かりやすいかと思うので、タイトルですね、例えばなんですが、〇〇〇様（これはお姉様、申請者のフルネーム）、お姉様のお名前をちょっと教えていただいてもいいでしょうか。

I： XX です。

S：ありがとうございます。XX様が申請する象牙2本について。

これが題名になりまして、あと具体的な内容としては大きく言うと4つありまして、1つ目がその方のお立場、たとえばそちら様でしたら、「私はXXの妹です。」これが1行目になります。

続く2つ目が一番重要なんですが、昭和何年ごろに、たとえば、これ見た時期なんですが、たとえば「昭和60年ごろにXX様が申請する象牙2本を見ました。」

2行目が見た時期になりまして、2行目の中で「昭和60年ごろ」、というのが一番重要なので、これは必ず書いていただくようお願いしまして。

3つ目は、見たときの状況でして、たとえばですけれど、そちらさまでしたら、「気が付いたときには家の床の間に飾ってありました」ですとか、「家の蔵にありました」ですとか、最初に見たときですね、それを書いていただきまして。

最後なんですが、こちらの象牙の特徴ですとか、で、たとえば2本とも磨いてある象牙でしたら、「2本とも磨いてある白い象牙でした」と見たままの特徴を頂きまして。

基本的には、この4つなのですが、そちら様、妹様がこのご署名を書いていただけるんでしたら、最後5つ目として、妹様なら相続したことを知っていらっしゃるんで、締としてこの象牙は平成何年に父の〇〇が亡くなって、姉、XXが相続してます、というのを、よしんばそちら様でしたら書いていただければと思います。

これがそのご証言になりまして、

I：それは、この経緯についてみたいな形で書けばよろしいのでしょうか。

S : 全くその通りです。決まった紙はありませんので、自由な紙に全部ボールペンでも良いですし、もしパソコンで打たれるのであれば、署名者の方のお名前と住所はボールペンで書いて、印鑑を押していただきまして。で、あとはパソコンでも結構です。そうしましたら、今のが裏付けの書類の代わりになるもので、あと写真を頂いて、お姉様、申請者の方の取得の経緯と、インターネットにあったと思いますが、登録の申請書の書類、記入例そのままです。今回 2 本ですので、別紙という紙も必要なので。今インターネットは見ていらっしゃいますか。

I : はい 見れます。

S : 登録申請書の p d f がある、同じページの中なのですが、1 番のところに登録申請書があって、3 番というところがあって、主な特徴などが書いてありますが、その中に別紙という p d f がありまして、今回 2 本あるので、この別紙に 2 本の長さとお重さを 1 枚の紙に書きいれますので、これは別紙の記入例があるので、見てそのままでございます。

それでお姉様の書類 3 枚と、そちら様の証言が 1 枚で、写真、ということでワンセットになって。

これで当方としましては、ご案内させていただけるのはこれで全部ですが、一番スムーズに進む、おすすめしているやり方なんです。ご説明させては頂いたんですけど、本当に珍しい申請なので、分かりづらいところもあるかと思っておりますので、よろしければですけど、一度下書きを書いていただいて、4 枚ですね、書類 4 枚の下書きをさっと書いていただき、郵便で送っていただく前に、f a x あるいは見せてお送りいただくと、

I : 添削していただけるんですね。

S : お電話させていただきますので、もし、ここを補足で…とかご案内させていただきますので、限りなく 1 回で通る可能性が高くなりますので。

I : いつごろになりますか。

S : そうですね。前段階として一番スムーズなその下書きでのご案内し、それで清書して、写真を出していただいてですね、10 日位なんです。写真をそろえて、完全なものを出していただいて、一番最後に登録手数料は 1 本 3200 円なので、2 本で 6400 円なんですけど、振込でお願いしてましてですね、一番最後にあと振込だけとなったらこちらから最後にお電話して、此処、此処に 6400 円の振込をお願いしますとご連絡しまして、振り込んでいただいてから大体 10 日位で登録票がお姉様のご住所あてに届きます。お手数おかけします。

I : はい。わかりました。昭和 60 年ごろですね？

S : はい。そうしましたら、まず、下書きを頂いて、もちろん印鑑をつく前の、そちら様の印鑑頂いたりするかもしれませんが、ご署名者の方は署名や印鑑を頂いたり、そちら様がお手伝いされたとしても、お姉様も大変だと思いますので取りあえず下書きを一度 f a x を頂いたらと思います。f a x 番号もインターネットに出ているんですけど、一番右上の国際希少種の白い文字を 1 回押しますとトラですとか、カメですとかの写真に戻りまして、その下に直通電話とか直通 f a x 番号があります。この直通 f a x に 4 枚の下書き

を、いつでも結構ですので、期限とかあるものではありませんので、一度下書きを送っていただければ。

I：どなた様宛てに？

S：わたくし、XXと申しまして、＜漢字表記の説明＞ いつでも結構ですので。

I：わかりやすかったです。ありがとうございました。